

経営比較分析表（令和6年度決算）

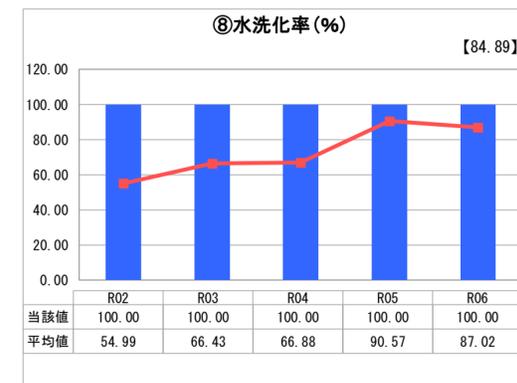
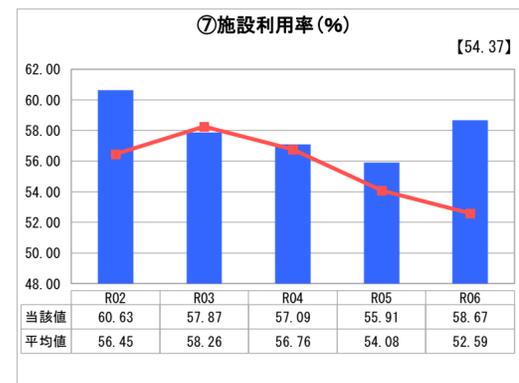
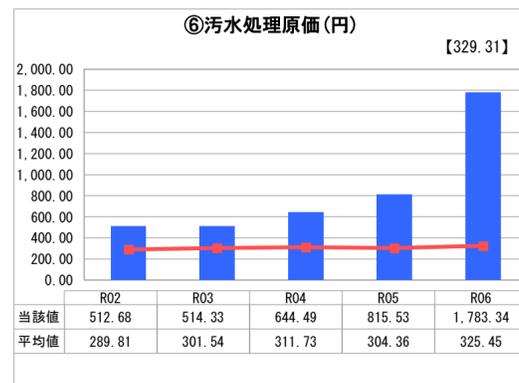
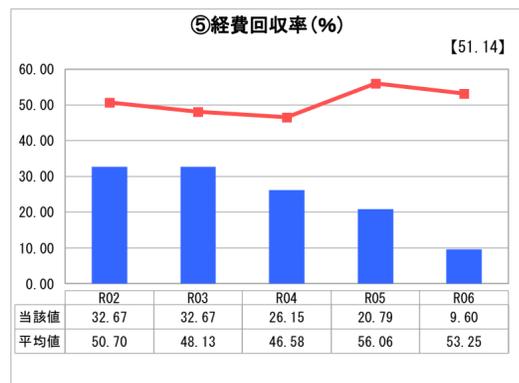
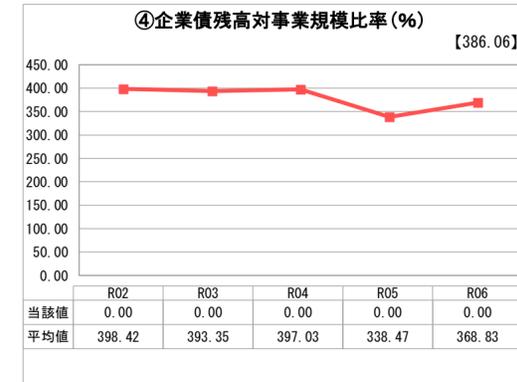
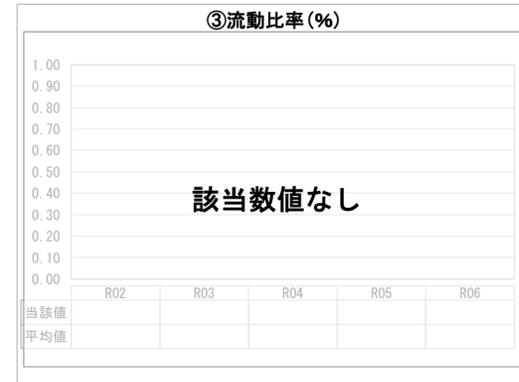
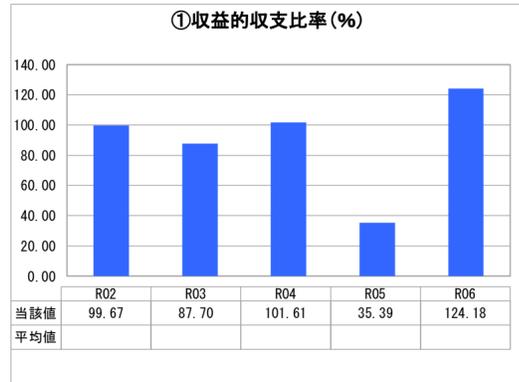
茨城県 小美玉市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.50	100.00	3,190

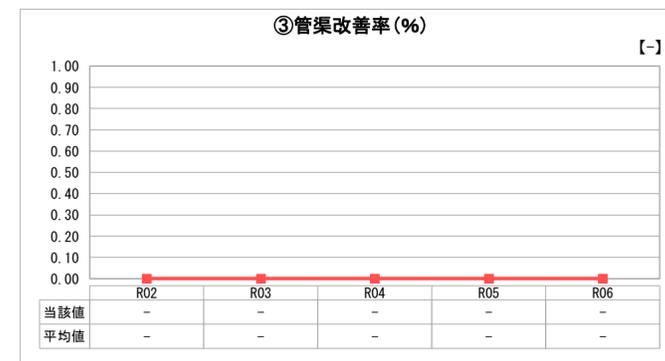
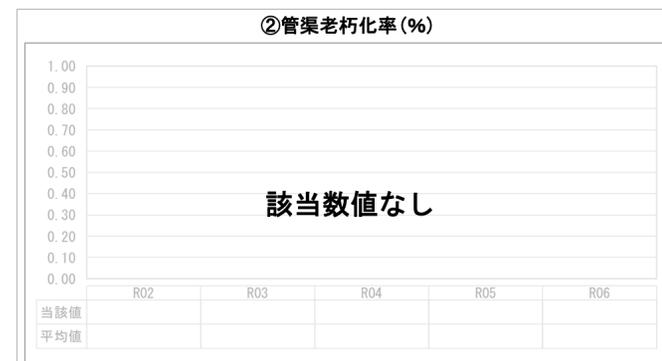
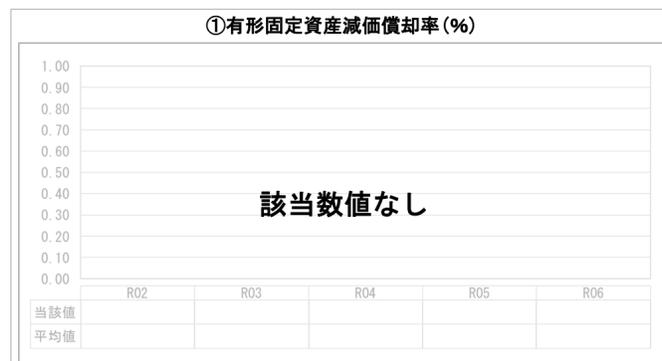
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
48,482	144.74	334.96
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
242	0.01	24,200.00

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率が増大した要因として、使用者に譲渡した市設置型浄化槽に対して借入れた企業債の繰上償還を今年度は実施しなかったことが挙げられる。
- ④企業債残高対事業規模比率は0%であるが、これは一般会計からの基準内繰入金により100%充当していることによる。
- ⑤経費回収率は、平均値を下回っていると同時に、100%を下回っている要因として、市設置型浄化槽を使用者に譲渡したことにより使用料収入が減少する一方、支出における維持管理費等（主に市設置型浄化槽を使用者に引き渡すための修繕費）の増加が挙げられる。
- ⑥汚水処理原価は、平均値を上回っている要因として、令和5年度から市設置型浄化槽を使用者に引き渡すため、修繕費用の増加が挙げられる。
- ⑦施設利用率は、平均値を上回っている。季節による処理水量の大きな変動は見受けられず、年間を通じて効率的に利用されているものと思われる。
- ⑧本市の水洗化率は、100%である。これは住民からの設置希望を受けた上で、市において設置していることによるものである。

2. 老朽化の状況について

- ③管渠改善率は、0%である。当事業は、平成20年度から開始されている事業であり、開始後16年を経過しているところである。このような中、市では令和8年度までに市設置型浄化槽を使用者に引き渡すため、計画的かつ効率的に修繕し、引き渡す必要がある。

全体総括

当事業は、浄化槽を市の負担にて個人の敷地に設置し、さらにその後の保守点検・清掃・法定検査等についても市の負担で行うなど、日頃から適正な維持管理に努めているところである。

しかし、今後、維持管理費用の増加が懸念されていることから、令和8年度までに市で設置した浄化槽を全て使用者に無償で譲渡し、浄化槽事業を廃止する。譲渡後の浄化槽の維持管理は使用者が行うことになるため、使用者への理解や議会等の説明をしっかりと行っていくことが重要である。また、浄化槽事業廃止に併せて企業債の未償還分についても、借入先と協議を行い繰上償還を行っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。